

平成29年7月26日亀岡市教育委員会会議録

- 1 開会 午後 4時30分
閉会 午後 5時15分

2 出席委員

田 中	教育長
関	教育長職務代理者
吉 岡	委 員
江 口	委 員
若 本	委 員

3 欠席委員

な し

4 出席事務局職員

山 本	教 育 部 長
和 田	次長兼総括指導主事
片 山	教育総務課長
土 岐	学校教育課長
河 原	社会教育課長兼中央公民館長
大 西	社会教育課人権教育担当課長
大 石	学校給食センター所長
内 藤	図書館長
黒 川	文化資料館長
難 波	教育研究所長
中 川	教育総務課副課長兼総務係長事務取扱

5 傍聴者

1 名

6 議事の概要

(1) 開会

○教育長が開会を宣言。

(2) 前回会議録の承認

平成29年6月28日に開催した定例会の会議録について、一部文言の修正を行い承認した。

(3) 教育長からの報告

○教育長から以下の報告があった。

◎亀岡市関係

- ・地域こん談会が開催されている。全体が終了した段階で教育委員会関係分を報告したい。
- ・亀岡地区学校警察連絡協議会が開催され、小・中・高含めた関係者に参加いただき協議を行った。
- ・市民団体から学校予算や中学校給食等についての要望があり、こん談を行った。
- ・保津町人権啓発推進協議会拡大幹事会に出席した。
- ・学校規模適正化に関するPTA等への説明会を行った。引き続き、自治会関係者への説明会を開催していく予定である。
- ・平和祭市民スポーツ大会の総合開会式が行われ、約1か月間にわたり大会が開催される。
- ・星の子まつり七夕 de night が開催され出席した。
- ・女性集会第1回実行委員会が行われた。
- ・平和祭運営委員会が行われ、大踊りや花火大会について協議した。
- ・校園長会議を開催した。
- ・部落解放同盟亀岡市協議会から、部落差別の解消の推進に関する法律の施行に関わって要望等を受けた。
- ・第1回文化財保護委員会を開催し、今後の文化財指定等について協議した。
- ・川東5町とこん談を行った。
- ・新たにALT（英語指導助手）1名を増員し、計3名とした。
- ・篠村幼稚園新園舎が竣工し、竣工式典に出席した。
- ・亀岡市スポーツ賞第1回選考委員会が開催され選考基準等の協議を行った。

◎国・府等の関係

- ・京都教育大学大学院実践研究科と面談をし、本市から派遣した教職員の状況等について報告等を受けた。
- ・南丹地区教科書採択協議会第2回調査員会議が開催され、中間報告を受けた。
- ・第1回部活動指針検討会議が開催されクラブ活動等に関する指針の検討を行った。

○教育長報告を受けて、委員から次の質問・意見があった。

委 員 地域こん談会の案件は、学校規模適正化や学校整備が中心か。

教育長 環境整備が中心となっている。他には、通学路の安全確保もある。

(4) 議 事

議案番号	件 名
第 4 号議案	亀岡市学校運営協議会規則の制定について

○第 4 号議案について教育部長が議案説明を行った。

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき学校運営協議会の設置に関し必要な事項を定めるものである。
学校毎に協議会を設けることとし、期間は 2 年間で再設置も可能としている。
構成は、保護者や地域住民、学識経験者、対象学校の校長などで、教育目標及び学校経営計画、教育課程の編成、組織編成などを承認事項としている。
平成 29 年 9 月 1 日から施行することとしている。

○説明を受け、委員から次の質問・意見があった。

- 委 員 コミュニティスクールに関することだけを協議するため東別院小学校のみに設置されるものか。
- 事務局 全ての学校で設置可能としているが現時点では東別院小学校を対象にコミュニティスクールについて協議するものである。
- 委 員 運営協議会が先にあって、その後にコミュニティスクールができるということか。
- 事務局 準備段階を経て運営協議会を設け、コミュニティスクールとして進めていくこととしている。
- 委 員 小規模校が対象ということか。
- 事務局 特に小規模校に限定するものではない。
- 委 員 教職員の採用、配置でマイナス面が出ないようにする必要があるのではないか。
- 教育長 教職員個別の内容を検討するものではなく、学校全体の事項について検討いただくものである。
- 委 員 他にも同様の組織が設けられてきたが同じような構成員となっているように感じるので、他の組織との整合や整理も必要ではないか。
- 教育長 既存の組織を活用することも重要であるが、この運営協議会では協議する内容が個人情報に関するものも含まれてくることから守秘義務も含めこれまでのものと異なることもあり新たに設置するものである。
- 委 員 協議会の構成員に学校教職員が含まれているが、その任用等に関する意見を述べるのが可能か。
- 事務局 可能である。
- 委 員 第 6 条に非行という文言があるが、具体的にどのような行為か。
- 事務局 文部科学省が例示したものをもとに作成した。

委員としてふさわしくない行為と考えている。
委 員 京都市は全学校に設けているはずだがどうか。
教育長 そのように承知している。

(5) 報告事項

- ① A L T（英語指導助手）の交代について
- ② 平成 29 年度運動会・体育祭の日程及び出席者（案）について
- ③ 地域ふれあいサイエンスフェスタ、サイエンスボランティアの募集について

○教育長報告及び各課長等からの報告を受けて、委員から次の質問・意見があった。

< A L T（英語指導助手）の交代について >

委 員 拠点校とは、そこに勤務するということか。

事務局 授業の有無に関わらず拠点校に勤務し、他の対象校に出向くこととしている。授業のないときには生徒との交流活動等を行うこととしている。

(6) その他

- ① 南丹地区教科書採択協議会について
- ② 人権教育指導者研修会の日程変更について
- ③ 教育委員会施策に係る点検・評価に係る外部委員評価の実施について
(平成 29 年 8 月 3 日に実施)
- ④ 次回教育委員会の日程について
次回の定例教育委員会を平成 29 年 8 月 23 日に開催することとした。

(7) 閉会

○教育長が閉会を宣言

以 上